工作物石綿事前調査者講習のご案内

公益社団法人奈良県労働基準協会

令和８年１月１日から、工作物の解体等の作業を行うときは、有資格者による事前調査が必要となっております。当協会では、「工作物石綿事前調査者講習」について、下記のとおり開催を予定しておりますので、受講されますようご案内いたします。

記

１． 開催日時・会場・定員

講習日（２日間）		時　間	会　　場	定 員
１日目	令和9年1月18日（月）	9時30分～16時50分	奈良新聞社　西館３階会議室 奈良市法華寺町2番地4 近鉄新大宮駅下車 北へ徒歩１０分 駐車場は利用できません。	４８名
２日目	令和9年1月19日（火）	9時～17時 （修了考査含）		

※先着順、１５名以下の場合は実施いたしません。
※必ず開始前までに着席するようお願いします。万一、開始時間が過ぎても着席されていない場合は、欠席扱いとなり修了考査の受験ができません。

２． 講習科目及び講習時間

	講　習　科　目	講習時間
１日目	工作物石綿事前調査に関する基礎知識１	１時間
	工作物石綿事前調査に関する基礎知識２	１時間
	石綿使用に係る工作物図面調査①	２時間
	石綿使用に係る工作物図面調査②	２時間
２日目	目視調査の実際と留意点①	１時間30分
	目視調査の実際と留意点②	１時間30分
	目視調査の実際と留意点③	１時間
	工作物石綿事前調査報告書の作成	１時間
	修了考査	１時間30分

※講習、修了考査ともに免除科目はありません。

３． 受講資格

別紙「**受講資格及び提出書類一覧**」にてご確認ください。

４． 受講料・テキスト代

会員、会員外とも　**４６，５３０円**
【受講料４１，２５０円（税込）・テキスト代５，２８０円（税込）】

５．申込方法

（１）受講申込書に所定の事項を記入し、写真貼付、受講資格を証する書類、本人確認用の**現住所記載**の自動車運転免許証又はマイナンバーカード(表面のみ)等の写しを添付の上、受講料を添えて郵送もしくは持参にてお申込みください。電話でのご予約はできません。

（２）受講料を送金する際は、振込もしくは現金書留にてお願いします。振込の場合、領収証は発行いたしません。必要な場合は、申込書の領収書欄にチェックしてください。

（３）申込書が適正に受理され、受講料の入金確認後に受講票を送付します。

（４）受講資格の確認に時間がかかる場合があります。期日までに書類が揃わなかった場合は受講することができません。

（５）記入事項等に虚偽が判明した場合は、講習修了後でも無効とし、本件講習に係る再受講は認めません。

（６）受講資格により受講不可となった場合、申込取消しとなり、この場合は受講料を返却します（振込による返却の場合の振込手数料は受講料から差し引かせていただきますのでご了承ください）。

６．申込・問い合わせ先

公益社団法人　奈良県労働基準協会　〒630-8113　奈良市法蓮町１６３－１　新大宮愛正寺ビル２階

TEL：０７４２－３６－２０４０　FAX：０７４２―３６－５７１５

７．振込口座

南都銀行　大宮支店　普通　３２２１１６　公益社団法人　奈良県労働基準協会

（振込手数料はご負担願います。）

８．受講キャンセル

申込み後の変更・取消しは講習日４日前（土・日・祝日・協会休日を除く）までに連絡して下さい。
以後の変更・取消し及び不参加の場合受講料等の返却はいたしません。

９．携行品

筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）

１０．修了考査

（１）全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受講することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は、修了考査を受験できません。

（２）修了考査に合格された方には、「修了証明書」を後日郵送します。

（３）修了考査に不合格の方には、「受講証明書」を後日郵送します。
「受講証明書」は修了考査を再受験する際に必ず必要となる書類です。
有効期限（受講を修了した日の属する年度の翌々年度末）内に再受験（再試験受験料５,５００円（税込））することができます。なお、修了考査再受験の日程、場所等は後日ご案内いたします。

（４）修了考査の内容及び個別合否の結果についての問合せには一切応じられませんので予めご了承ください。

（別紙）

受講資格及び提出書類一覧

受　講　資　格		添付書類等
1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる**石綿作業主任者技能講習修了者**	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
2	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、**工作物に関して２年以上の実務の経験を有する者**	卒業証書写し又は卒業証明書（原本）及び 申込書裏面の実務経験証明 A
3	学校教育法による短期大学（修業年限が３年であるものに限り、同法による専門職大学の３年の前期課程を含む。）において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。受講区分４において同じ。）、**工作物に関して３年以上の実務の経験を有する者**	
4	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、**工作物に関して４年以上の実務の経験を有する者**（受講区分３に該当する者を除く。）	
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、**工作物に関して７年以上の実務経験を有する者**	
6	**工作物に関して11年以上の実務の経験を有する者**	申込書裏面の実務経験証明 B
7	平成１８年３月３１日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、**工作物石綿事前調査に関して５年以上の実務経験を有する者**	左記に示す技能講習修了証写し 及び申込書裏面の実務経験証明C
8	**建築行政に関して２年以上の実務の経験を有する者**	申込書裏面の実務経験証明 D
9	**環境行政**（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）**に関して２年以上の実務経験を有する者**	
10	労働安全衛生法第93条第１項の**産業安全専門官若しくは労働衛生専門官**又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	申込書裏面の実務経験証明 E
11	**労働基準監督官として２年以上**その職務に従事した経験を有する者	申込書裏面の実務経験証明 D
12	**第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、工作物石綿含有建材調査に関して５年以上の実務経験を有する者**	左記に示す技能講習修了証写し 及び申込書裏面の実務経験証明C

※受講申込書に記載の氏名と各種証明書類に記載の氏名が異なっている場合は、変更の事実が確認できる（新旧氏名が記載されている）戸籍抄本等公的書類を添付してください。

【その他必要書類等】

●本人確認書類（現住所記載のもの）	自動車運転免許証(写)・マイナンバーカード(表面のみ(写))等
●旧姓等の併記を希望する方	旧姓等の確認できる書類（戸籍抄本・住民票・自動車運転免許証（写）等）